

事務事業評価シート(事後評価)

| | | |
|----------------|------------------------|---------------------|
| 事業コード 5-1-2 | 事務事業名 ひきこもり・ニート対策事業 | 所管部課 健康福祉部 生活福祉課 |
|----------------|------------------------|---------------------|

| | | |
|---------|--|---|
| 事務事業の概要 | 事務事業の目的 | 根拠法令等 |
| | 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第2条第1項に規定する生活困窮者又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者で、自宅に引きこもること等により社会や他人との接点がなく なっているもの(以下これらを「生活困窮者等」という。)に対し、社会や他人との接点が見出せる機会を創出すること(以下「ひきこもり・ニート対策事業」という。)により、生活困窮者等を社会的に自立させることを目的とする。 | <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領 |
| | 事業内容・実施方法等／補助の概要:補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都 基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等 ※該当する予算事業名・節目を明記する 【事業内容・実施方法等】①社会適応能力を高めるために行う相談・指導及び活動、②ひきこもり・ニート対策事業への参加を促す ことを目的とした家庭訪問、③ひきこもり・ニート(非労働力人口のうち、30歳未満の者で通学・家事もしていないものをいう。)に関する 相談・指導 活動場所は市内1か所(1DK)となっており、実施回数は、週3回(月・火・金の午後):ミーティングや勉強会等、月1回のイベント:宿 泊キャンプ・調理等で、対象者は、中学3年生から29歳までの生活困窮者等 ※居場所1回当たり平均利用者数:平成25年度 5.0人、平成26年度 5.7人、平成27年度 5.8人となっている。 【その他】事業対象者は、平成26年度までは生活保護受給世帯のみを対象としていたが、平成27年度からは生活困窮者等として生 活保護受給世帯と生活困窮世帯を対象とした。 【補助】国からの補助として、平成26年度までは補助対象額の10/10となっていたが、平成27年度からは補助基本額の1/2となった。 (予算事業名:03.01.01.19 生活困窮者自立支援事業費) | |
| 事業開始時期 | 平成20 年度 | 実施形態 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 () |

| 項目 | 単位 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---------------------------------|----|--------|--------|--------|--------|
| 事業費(A) | | 5,527 | 5,630 | 7,038 | 7,597 |
| 財源内訳 | | | | | |
| 国庫支出金・都支出金 | | 5,527 | 5,630 | 3,519 | 3,799 |
| 地方債 | 千円 | | | | |
| その他 () | | | | | |
| 一般財源 | | 0 | 0 | 3,519 | 3,799 |
| 所要人員(B) | 人 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 |
| 人件費(C)=平均給与×(B) | 千円 | 1,190 | 1,232 | 1,190 | 1,245 |
| 臨時職員賃金等(C') | 千円 | 3,901 | 4,571 | 4,571 | 4,642 |
| 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') | 千円 | 10,618 | 11,433 | 12,799 | 13,484 |
| 単位当たりコスト (E)=(D)/ (居場所利用者数(延べ)) | 千円 | 20 | 20 | 19 | |

| 活動等指標 | 単位 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|--|-----|------|------|------|------|
| ① 居場所利用者数(延べ) 実績値 | 人 | 525 | 577 | 691 | |
| ② 自宅訪問・面接回数(延べ) 実績値 | 回 | 210 | 272 | 326 | |
| 《指標の説明・数値変化の理由 など》 ②自宅訪問・面接回数内訳:自宅訪問79回、面接247回(自宅訪問と面接は一部重複している。)(H27参考) | | | | | |
| 成果指標 | 単位 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| 一次 対象者(実数) | 目標値 | | | | |
| | 実績値 | 人 | 61 | 64 | 70 |
| 二 事業を利用したことにより 次 変化した対象者人数 | 目標値 | | | | |
| | 実績値 | 人 | 71 | 81 | 86 |
| 《指標の説明・数値変化の理由 など》 「対象者数(実数)」:各年度末時点での対象者数を計上している。 「事業を利用したことにより変化」の内訳:生活保護廃止、就労、進学、資格取得者等を合計した人数。 | | | | | |

| | | |
|-------|--------------------------------|---|
| 事業環境等 | 市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など) | 対象者が増加していることで、1回当たりの平均利用者数は5.8人(H27)、他にスタッフ2～3人が加わる形となるため、居場所(マンションの一室1DK)利用時に窮屈さを感じて いる。 |
| | 都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など) | <input checked="" type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 26市の中で自治体が主体となって行っているひきこもり・ニート対策事業で、 中学3年生～29歳までを対象として事業実施をしているところはない。 |
| | 代替・類似サービスの有無 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 「みたか地域若者サポートステーション」(実施主体:NPO法人文化学習協同 ネットワーク)では、訪問相談や居場所、社会参加体験などを行っている。 |

【一次評価】

| 検証項目 | | ランク | 一次評価 | ○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等 |
|------|-------------|-----|--|---|
| A | 事業の優先度(緊急性) | 2 | <input type="checkbox"/> 拡充 | <p>本事業は、全国的に見ても先駆的な事業であり、対象者が生活困窮者等のひきこもり・ニートを対象者としていることから、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく、任意事業としての「子どもの学習支援事業」に位置付けられており、引き続き実施する必要がある。本年から、事業対象者が生活保護受給世帯に加え、生活困窮者世帯に拡大されたため、相談者数・訪問回数の増加に加え、居場所利用者数も増加し、利用回数も増えているため居場所が狭くなってきている。現時点では現在の「居場所」を中心(拠点)として、市内の他の施設を活用するなどの形で対応をしているが、日によっては、運営が困難な状況も生じている。また、平成27年6月まで「居場所」の実施回数は週2回であったが、現在は週3回に拡充している。</p> <p>今後の検討課題としては、「子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)」における対象者は、全ての子供・若者として、乳幼児期～40歳未満、「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)」における対象者は、親も含んで妊娠期～18歳未満、「地域若者サポートステーション」における対象者は、就労等社会参加を目指す若者として、15歳～39歳となっており、他法・他施策との整合性を踏まえた対象者の年齢(中3～29歳)の検討が必要と考えている。</p> |
| | 事業の必要性 | 2 | <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 | |
| | 事業主体の妥当性 | 3 | <input type="checkbox"/> 改善・見直し | |
| B | 直接のサービスの相手方 | 2 | <input type="checkbox"/> 抜本的見直し | |
| | 事業内容等の適切さ | 2 | <input type="checkbox"/> 休止 | |
| | 受益者負担の適切さ | 3 | <input type="checkbox"/> 廃止 | |
| C | 市民ニーズの把握 | 2 | <input type="checkbox"/> 廃止 | |

検証項目の見方 A: 事業実施の意義を検証する項目 B: 事業の内容・実施方法を検証する項目 C: 市民ニーズの反映度を検証する項目

【二次評価】

| 検証項目 | | ランク | 二次評価 | ○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等 |
|------|-------------|-----|--|---|
| A | 事業の優先度(緊急性) | 2 | <input type="checkbox"/> 拡充 | <p>本事業は、社会への適応につなげる場の提供としても重要な役割を果たしている。平成27年度からは対象者に、生活保護受給世帯に加え生活困窮者世帯を含めるとともに、実施回数を増やしたことなどから、今後は、これまで以上に利用者数の増加が見込まれている。</p> <p>現在、実施場所は1箇所のみであるが、今後に向けて新たな場所の確保や、場所に捕らわれないことのないSNSなどの情報手段を活用した対象者との「つながり」の拡充など、様々な工夫による幅広い検討を進め、さらなる充実を図りたい。</p> |
| | 事業の必要性 | 2 | <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 | |
| | 事業主体の妥当性 | 3 | <input type="checkbox"/> 改善・見直し | |
| B | 直接のサービスの相手方 | 2 | <input type="checkbox"/> 抜本的見直し | |
| | 事業内容等の適切さ | 2 | <input type="checkbox"/> 休止 | |
| | 受益者負担の適切さ | 2 | <input type="checkbox"/> 廃止 | |
| C | 市民ニーズの把握 | 2 | <input type="checkbox"/> 廃止 | |

検証項目の見方 A: 事業実施の意義を検証する項目 B: 事業の内容・実施方法を検証する項目 C: 市民ニーズの反映度を検証する項目

【外部評価】

| 外部評価 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等 |
|--|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 | (対象外) |

【行革本部評価】

| 行革本部評価 | 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等 |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 | <p>社会や他人との接点を見い出せる機会を創出することでの社会的な自立を目的とする本事業は、生活困窮者等の居場所としての役割も担っており、多様化、複雑化する社会経済環境の中で、重要な事業と言える。</p> <p>相談や指導、自宅訪問や面接回数などの増加が見られ、今後もその傾向が予測されるが、平成27年度以降は国庫補助対象額が1/2となるなど、厳しい財政状況を踏まえた中での事業展開が求められる。</p> <p>今後は、二次評価にもあるとおり、新たな実施場所の検討やICTを活用した対象者との「つながり」の拡充など、様々な工夫による幅広い推進とともに、コスト面からの効率的な運用についても検討を進められたい。</p> |

【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】

| | |
|---------------|--|
| 改善の方向性・スケジュール | <p>◇平成29・30年度</p> <p>①実施場所については、引き続き検討する。</p> <p>②SNSなどを活用した、対象者へ居場所活動内容の情報発信を検討する。</p> <p>③対象者の支援に有効と思われる地域資源の活用について調査・検討する。</p> <p>◇平成31年度以降</p> <p>通常の居場所に限らず、他機関及び地域とも交流するなど、対象者と社会とのつながりの拡充を図る。</p> |
|---------------|--|